

# 証明書発行請求機について

～お知らせ～

新潟地方法務局では、**本局登記部門**の証明書発行窓口「**証明書発行請求機**」を設置しました。

この発行請求機は、**タッチパネル式**で、お客様ご自身に直接入力いただくことで、**申請書に記入することなく**、発行される交付番号票と引換に、証明書を受け取っていただけるものです。

## 証明書発行請求機で請求可能な証明書

### 不動産登記

1. 全部事項証明書
2. 現在事項証明書
3. 区分全部事項証明書
4. 区分現在事項証明書
5. 地図証明書、図面証明書

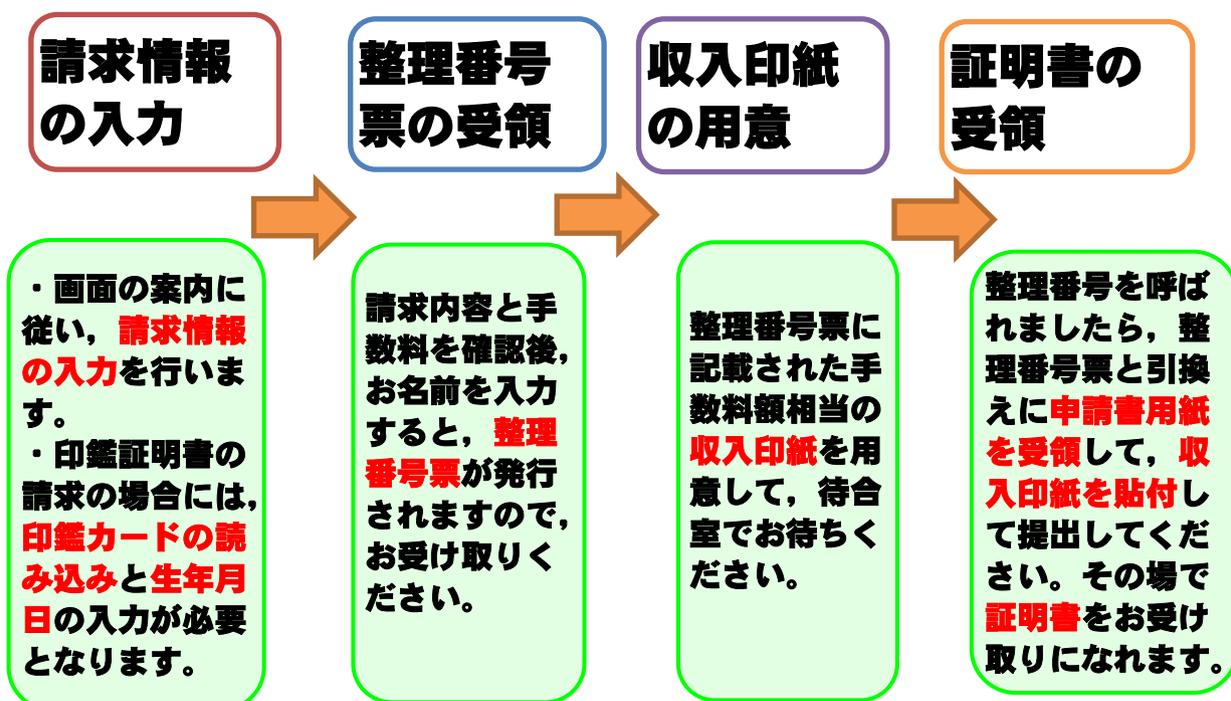
### 商業・法人登記

1. 履歴事項証明書(全部又は一部)
2. 現在事項証明書(全部又は一部)
3. 閉鎖事項証明書(全部又は一部)
4. 代表者事項証明書
5. 印鑑証明書
6. 概要記録事項証明書(動産・債権)

※ 請求不可なもの

1. 要約書
2. 不動産何区何番事項証明書、区分建物一棟全部の全部事項証明書及び現在事項証明書、所有者・共有者のみの証明書、共同担保目録のみの証明書

## 証明書発行請求機による登記事項証明書等の請求の流れ



受付時間は、月曜日～金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで(国民の祝日・休日及び年末年始を除く、窓口開庁時間に同じ)です。

お問い合わせは

【新潟地方法務局登記部門】

電話 025-222-1561(代表)